地方公共団体における CM方式の活用に向けて

令和4年3月18日

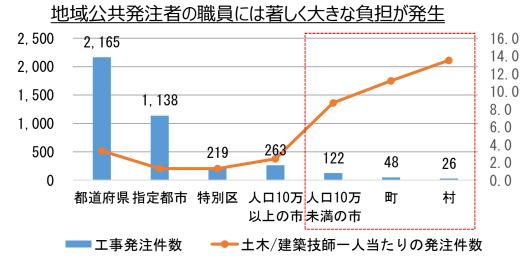
国土交通省不動産·建設経済局 建設業課入札制度企画指導室



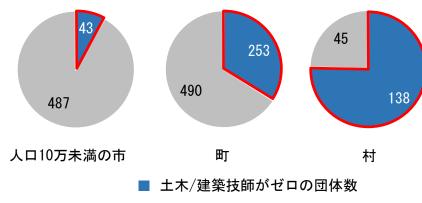
地域公共発注者における入札契約制度を取り巻く課題



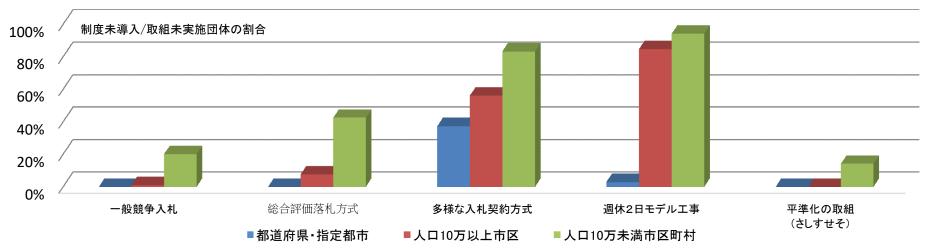
○地域公共発注者では、発注量は相対的に少ないものの、<mark>職員の体制上の制約</mark>もあり、都道府県等に比べて<u>事務負担が大きく</u>、 入札契約適正化の取組が遅れている傾向があります。



土木/建築技師がゼロの自治体が多数存在



「担い手3法」に基づく取組は特に地域公共発注者で遅れ



公共工事の品質確保の促進に関する法律におけるCM方式の位置づけ



○公共工事の品質確保の促進に関する法律では、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用について規定され、 発注者の支援対象範囲に応じた契約方式のひとつとして C M方式が位置づけられています。

公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年法律第三十五号による改正)

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

工事調達の例

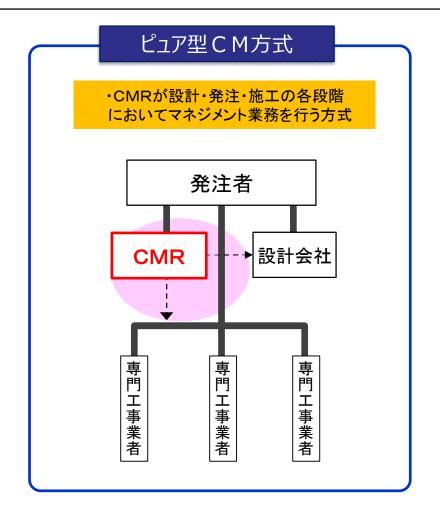


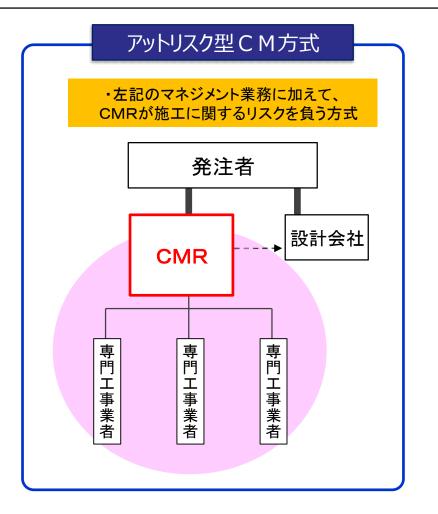
2



CM方式とは

○ C M 方式(コンストラクション・マネジメント方式)とは、発注者の補助者・代行者である C M R (コンストラクション・マネージャー)が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や発注方式の検討、工程管理、コスト管理などマネジメント業務の全部又は一部を行う方式です。

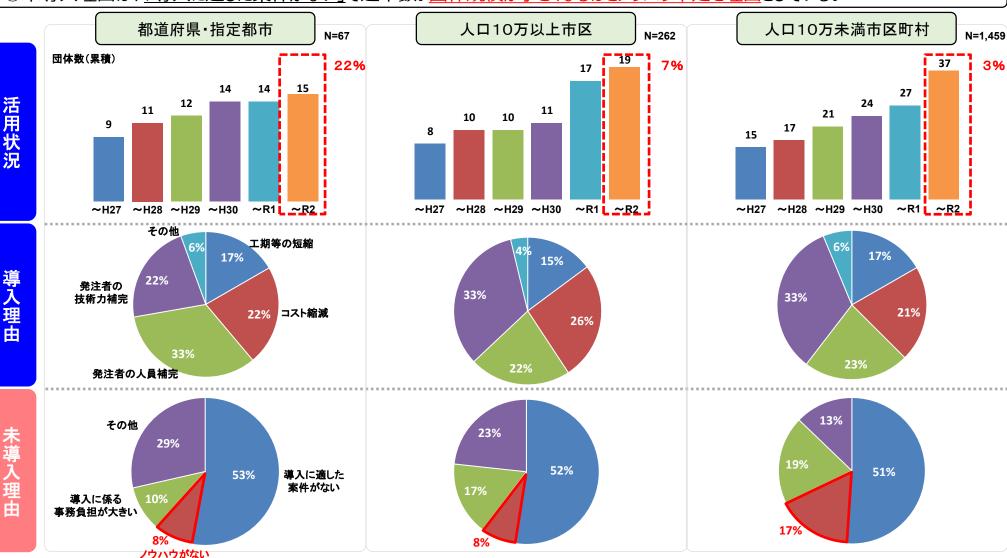




地方公共団体におけるピュア型CM方式の活用状況



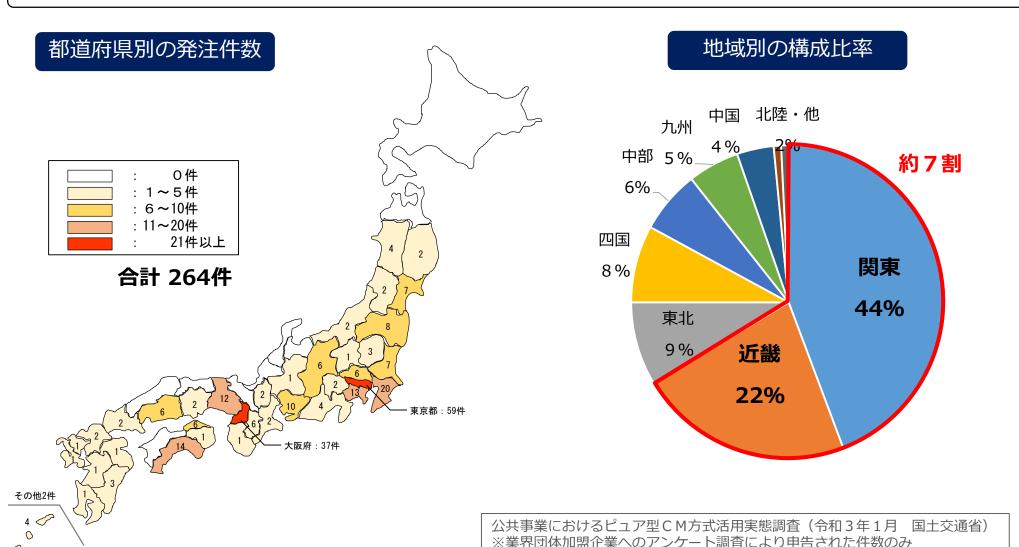
- ○活用団体数は、増加傾向。
- ○導入理由は、「工期等の短縮」「コスト縮減」「発注者の人員補完」「発注者の技術力補完」がほぼ同数。
- ○未導入理由は、<u>「導入に適した案件がない」</u>で過半数。<mark>団体規模が小さくなるほどノウハウ不足を理由</mark>としている。



CM方式導入実績の地域分布(建築事業)



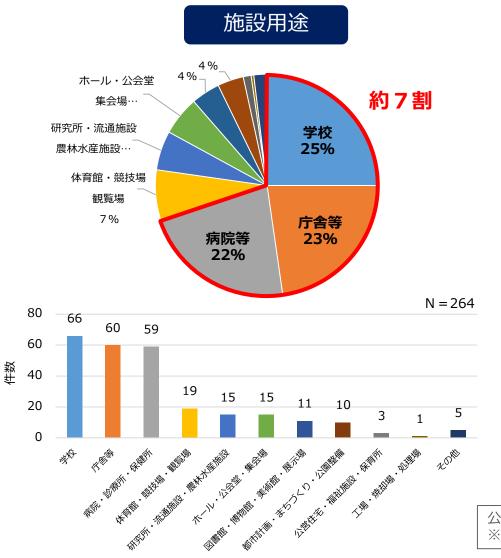
- 〇公共事業(建築)においては、<u>264件の活用実績</u>
- 〇地域別の分布では、<u>東京都や大阪府などの都市部での実績が多く</u>、<u>関東と近畿で全体の約7割</u>を占める



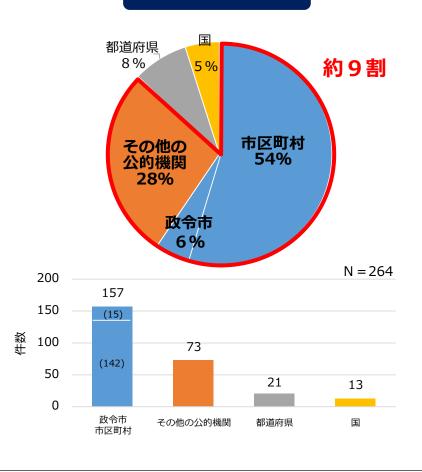
CM業務の対象事業の施設用途と発注者の構成(建築事業)



- 〇施設用途では、<u>学校/庁舎等/病院等の3用途で全体の約7割</u>を占める
- 発注者の構成では、<u>市区町村、政令市、その他の公的機関(学校法人、病院機構等)で全体の約9割</u> を占める



発注者の構成

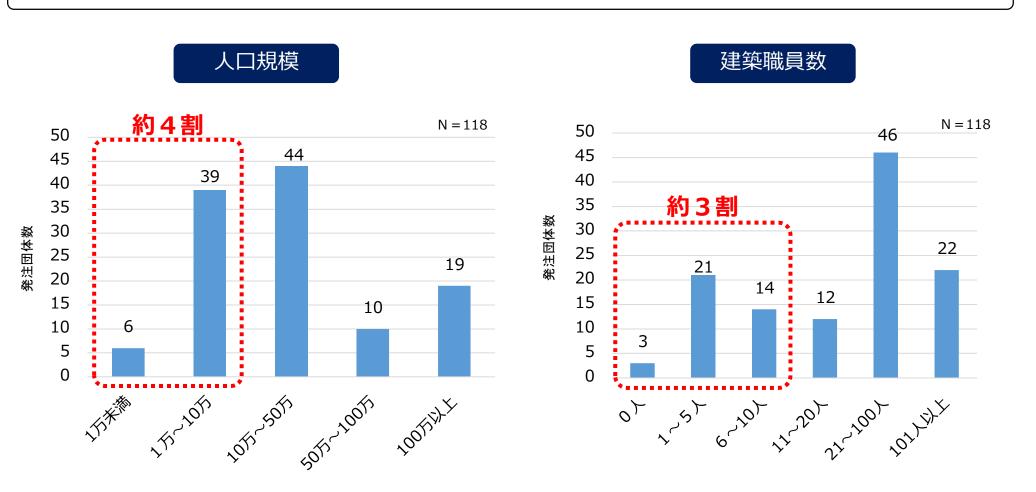


公共事業におけるピュア型CM方式活用実態調査(令和3年1月 国土交通省) ※業界団体加盟企業へのアンケート調査により申告された件数のみ

CM業務の発注自治体の人口規模/建築職員数(建築事業)



○ 発注自治体の人口規模別では、人口10万~50万の中核市での実績が最も多いが、 人口10万未満/建築職員数10人以下の小規模な団体での活用実績も約3割~4割を占める

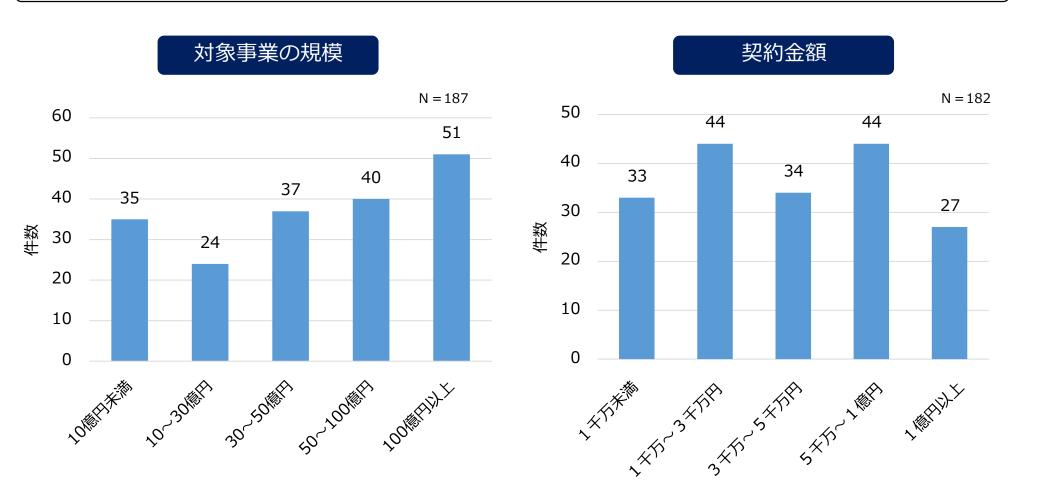


公共事業におけるピュア型CM方式活用実態調査(令和3年1月 国土交通省) ※業界団体加盟企業へのアンケート調査により申告された件数のみ

CM業務の対象事業の規模 / CM業務の契約金額・業務期間(建築事業)



- O 対象事業は100億円を超える<u>大規模な事業から、小規模な事業まで幅広く活用</u>されている
- O CM業務の規模(契約金額)は様々で、規模の大きな業務では1億円を超える業務も多数ある



公共事業におけるピュア型CM方式活用実態調査(令和3年1月 国土交通省) ※業界団体加盟企業へのアンケート調査により申告された件数のみ



- 標準約款
- 役割分担表
- ・積算
- ・業者選定

ガイドライン

モデル事業

- 【専門家派遣】
- · C M 導入検討
- ・CM導入支援
- ・モデル普及

- ・事業概要
- ・課題と効果
- ・発注者の実務例
- ・公募資料

事例集

相談窓口

- ・国担当者による助言
- ・事例提供

CM方式活用事例集 ~知りたいが見つかる28選~

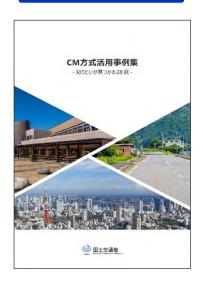


事例集の概要

- 全国の地方公共団体におけるCM方式を活用した事業の中から、<u>重点的に活用されている分野(災害復旧事業、</u> <u>庁舎・学校・病院等の建築事業等)</u>を中心に28事例(建築事業20事例、土木事業8事例)を掲載
- 事業の抱えている課題とCM方式導入による効果(課題解決)について、ポイントとなる項目を抽出。 品質・コスト・スケジュール等に分類することで、導入成果をより具体的に把握できるよう整理
- 発注者の実施体制やCM方式導入の経緯、発注手続きの事例など、実務担当者にとって参考となる情報を掲載

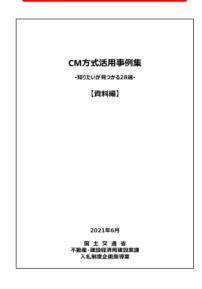
事例集の構成

事例集 (本編)



・契約内容、実施体制、効果に加え、CM導入に係る端緒や過程、活用のポイントについて、28事例を紹介

事例集 (資料編)



募集要項、特記仕様書、 役割分担表など、発注図書の 作成事例を掲載

事業概要

目的と効果 実施体制

契約内容 発注者の声

採用までの経緯 CMRの声



CM方式活用事例集(掲載事例一覧)



建築事業

【 施設用途 】発注団体				
【广舎】	山形県 米沢市			
【体育館】	茨城県 水戸市			
【学校】	千葉県 市原市			
【庁舎】	東京都 府中市			
【庁舎】	東京都 清瀬市			
【学校】	東京都 中野区			
【学校】	東京都 練馬区			
【市民ホール】	神奈川県 小田原市			
【庁舎】	神奈川県 横浜市			
【庁舎】	山梨県 丹波山村			
【广舎】	山梨県 丹波山村			

【 施設用途 】発注団体					
【广舎】	長野県 上田市				
【病院】	静岡県 島田市				
【 体育館 】	三重県 四日市市				
【文化会館】	兵庫県 養父市				
【广舎】	奈良県 桜井市				
【广舎】	香川県 善通寺市				
【广舎】	福岡県 鞍手町				
【総合運動場】	佐賀県				
【广舎】	熊本県 宇土市				
【多目的アリーナ】	沖縄県 沖縄市				

土木事業

【事業区分】発注団体					
[道	路]	岩手県	
	道	路]	宮城県	
	道	路]	宮城県	
	道	路]	福島県	

【事業区分】発注団体					
【港湾施設】	福島県				
【河川】	福島県				
【造成·改修等】	福島県 浪江町				
【道路】	東京都 渋谷区				

地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン

参考資料



概要

- 1. 本ガイドラインの位置付け
 - 1.1 背景•目的
- 2. CM方式の概要
 - 2.1 CM方式とは 2.2 CMの役割
 - 2.3 建築/土木事業の主な性質等の違い
 - 2.4 品確法上のCM方式の位置付け
- 3. ピュア型CM方式の現状
 - 3.1 ピュア型CM方式の活用状況と活用の背景
 - 3.2 ピュア型CM方式の基本的な枠組み
- 4. ピュア型CM方式の活用にむけて
 - 4.1 CMRの業務内容と業務分担
 - 4.2 CMRの業務報酬の積算の考え方
 - 4.3 CMRの参加要件
 - 4.4 CMRの選定方法
 - 4.5 CM業務の契約図書
 - 4.6 活用に当たっての留意事項

- 5. ピュア型CM方式の検討事項
 - 5.1 CMRの制度上の位置付けについて
- 6. 添付資料

CM業務委託契約約款(案)

各段階におけるCM業務役割分担表(例)

地方公共団体における ピュア型CM方式 活用ガイドライン

令和2年9月

不動産・建設経済局建設業課 入 札 制 度 企 画 指 遵 室

地方公共団体における ピュア型CM方式活用ガイドライン (令和2年9月)

国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001362388.pdf

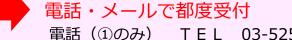


https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000717.html

- 〇 都道府県公契連での働きかけと連携し、地方公共団体における取組の普及浸透の総合的なサポート・相談体制を強化
- 入札契約適正化に関する地方公共団体担当者からの一般的な相談のほか、入札契約方式に関する個別具体的な案件に対する助言や、平準化関連の事例紹介や助言等を行う相談体制を新設

- ② 入札契約改善アドバイザー※
 - ※従来の「入札契約方式等相談窓口」を移行
- ③ 平準化推進ヘルプデスク

入札契約適正化法に基づく各種取組に関する 一般的な相談やワンポイントアドバイスについて



電話(①のみ) T E L 03-5253-8278 メール hqt-nyukei-hotline@gxb.mlit.go.jp

入札契約方式等に関して、個別具体的な助言等 を実施

メール hqt-tokennyuki@gxb.mlit.go.jp

平準化の取組に関して、事例紹介、個別具体的 な助言等を実施

メール hqt-heijunka@gxb.mlit.go.jp

(注)個別の紛争等について見解を示す趣旨のものではありません。 メールでお問い合わせいただいた場合など、回答には一定の時間を要することがあります。

建設業者、一般の方向け

建設業フォローアップ相談ダイヤル

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」



法令解釈、社保未加入対策等に関する問合せ を受付

